

# 地球温暖化対策実行計画

【地方公共団体実行計画（事務事業編）】

令和4年12月

大分県後期高齢者医療広域連合

# 大分県後期高齢者医療広域連合 地球温暖化対策実行計画 (令和4年度～令和8年度)

令和4年12月1日

## 1. 背景

地球温暖化とは、温室効果ガスが増え過ぎたことにより、宇宙へ放出されていた熱が地表に留まってしまい、地球全体の平均気温が上昇する現象であり、異常気象の頻発や農作物・生態系への影響等が予想されています。世界規模での協議が行われ、我が国においても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）が制定され、国・地方公共団体・事業者・国民が一体になって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

こうした状況の下、国は大分県後期高齢者医療広域連合（以下「本広域連合」という。）においても同様な取組を求めていることから、大分県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化の防止へ向けた取組を推進していきます。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

本広域連合の実行計画は、法第21条第1項に基づき、本広域連合が実施している事務及び事業であり、かつ本広域連合職員が直接行うものを対象とし、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象となる範囲

本広域連合が実施している事務及び事業であり、かつ本広域連合職員が直接行うものとします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）とします。

### (4) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします（実施計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。）。

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス総排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数及び地球温暖化係数（CO<sub>2</sub>が基準のため係数は1）を用いて算出します。電気使用量による排出量は九州電力株式会社の排出係数で計算し、自動車による排出量はガソリンにおける排出係数で計算します。

#### (2) 温室効果ガス総排出量の状況

本広域連合の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である令和3年度において、CO<sub>2</sub>は16,488kgとなっています。

#### 令和2年度及び3年度におけるCO<sub>2</sub>排出量

年度	排出活動	使用量	CO <sub>2</sub> 排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量
令和2年度	電力の使用	28,300kWh	0.370kg-CO <sub>2</sub> /kWh	10,471kg
	自動車の使用	578.75ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1,343kg
	合計			14,445kg
令和3年度	電力の使用	31,528kWh	0.479kg-CO <sub>2</sub> /kWh	15,101kg
	自動車の使用	597.67ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1,387kg
	合計			16,488kg

#### (3) 本広域連合の実状について

本広域連合の業務については、被保険者数（75歳以上の人口等）の増加や事業の拡大に伴い、今後も業務量の増大が見込まれており自動車の利用による燃料の削減は非常に厳しい状況です。また、電力の使用については、電算システム等の端末機やサーバ機器等による電気使用量は全体に占める比重が高いことから、節電等により顕著な削減効果を生むことが難しい状況です。

### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

本広域連合の実状 3. (3) を踏まえ、CO<sub>2</sub>排出量を令和3年度実績と比べ令和8年度までに、**5%**削減することを目標とします。

年度	CO <sub>2</sub> 排出量
令和8年度（5%減）	15,663kg

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) O A 機器等の管理

- ① O A 機器、家電製品等については、スイッチの適正管理や節電機能の活用等により電力使用量を抑制するよう適切に使用します。
- ② 退所時には、O A 機器、家電製品等の電源を切ることを徹底します。
- ③ O A 機器、家電製品等の導入・更新に当たっては、電力使用量の抑制効果が高い機種等の選定について配慮します。

### (2) 冷暖房設備の管理

- ① 冷暖房温度の適正管理を徹底し、空調設備の適正管理を図ります。
- ② 夏季における服装については、クールビズを励行します。また、冬季については、ウォームビズを励行します。

### (3) 働き方の管理

事務効率の向上を図り、時間外勤務の一層の削減に努めます。

### (4) 職員への周知

- ① 新任職員研修等において、実行計画の周知を図り、措置内容の徹底を図ります。
- ② 各課長による節電の呼び掛けを定期的に行います。

## 6. その他環境保全等に向けた措置の内容

### (1) 環境物品等の購入

- ① コピー用紙や印刷物等の用紙類は、古紙配合率 70%以上の再生紙の使用に努めます。
- ② 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の事前確認を行います。
- ③ 温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努めます。
- ④ 詰め替え可能な文具等の使用を促進します。

### (2) 用紙類の使用量の削減

- ① 両面印刷、両面コピーの徹底を図り、用紙の削減に努めます。
- ② 使用済み用紙の裏紙使用に努めます（決裁文書、保存文書等は除く。）。
- ③ 資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。
- ④ 会議資料や回覧文書等の簡素化を推進します。

(3) リサイクルの推進

- ① 使用済み封筒、ダンボール類・紙類の再利用を推進します。
- ② 使用済み物品の分別によるリサイクルを推進します。

**7. 実行計画の推進体制**

(1) 推進体制

計画推進責任者：事務局長

計画推進担当者：総務課長

推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は取組の実施状況及び目標の達成状況を把握し推進責任者に報告するとともに、見直し事項も含めて職員に対する啓発、情報提供など総合的に推進を図ります。

(2) 実施状況の点検及び公表

計画の実施状況については、係長以上が出席する会議において、点検、評価を行い、目標の達成状況を本広域連合のホームページで公表します。また、必要に応じて見直しを行うとともに職員に周知・徹底を図ります。